

GI マークの活用促進に向けた 使用方法のガイドライン



(令和4年11月版)

農林水産省 輸出・国際局

知的財産課

【目次】

はじめに	… p 1
農林水産物等そのもの又はその包装等に使用する場合	… p 2
農林水産物等を広告やインターネットで宣伝する場合	… p 3
G I 産品を主原料とする加工品の包装や容器に表示する場合	… p 5
G I 産品を主原料とする加工品を広告で宣伝する場合	… p 6
イベントなどのチラシでG I 産品を宣伝する場合	… p 7
メニュー表に使用する場合	… p 8
P R 資材に使用する場合	… p 9
その他の使い方	… p 9
G I マークの様式	… p 10

【はじめに】

GIマークとは、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第4条第1項により規定されている登録標章（マーク）です。

そのデザインは、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。

このGIマークは、商標法（昭和34年法律第127号）に基づき、商標として登録されています（登録商標第5756405号）。



GIマークは、登録された製品の地理的表示と併せて使用するもので、製品の確立した特性と地域との結び付きが見られる真正な地理的表示産品であることを証しており、GI登録された産品（以下「GI産品」といいます。）そのものや、その包装、広告、レストランのメニュー、チラシ等幅広く使用することができます。

また、加工品についても、GI産品を主な原材料として使用する場合には、地理的表示と併せて、GIマークも使用可能です。

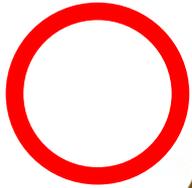
このように、GIマークを使用することで、他産品との差別化を図ることが可能となり、また、輸出をする場合にも、輸出先国において、真正な日本のGI産品であることを証することができます。なお、地理的表示を使用せず、GIマークのみを使用することはできません。

本ガイドラインは、各GI産品のブランド価値向上や、GIブランドそのものの発展のためにも、是非、皆様にGIマークを正しく活用していただきたいという思いから、作成し、公表するものです。

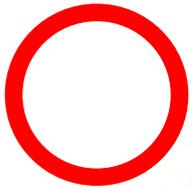
【農林水産物等そのもの又はその包装等を使用する場合】

GIマークは、GI製品そのもの、GI製品の包装、容器に使用することができます。ただし、GIマークを使用する場合は、**地理的表示とセットで用いる必要があります。**

産品そのものに表示する場合

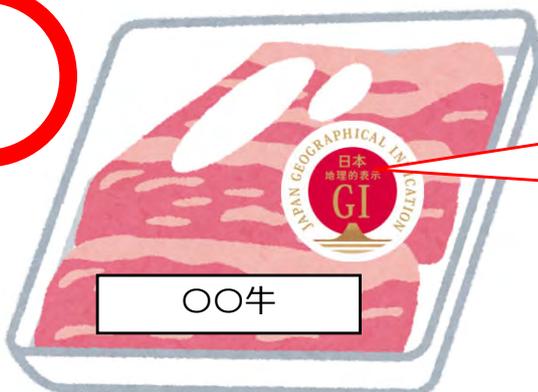
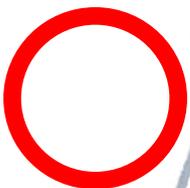


GI製品そのものに地理的表示とセットでマークが使用されています。



POPに表示する場合、どの産品がGI製品かがわかるよう、地理的表示とセットで用いる必要があります。

包装等に表示する場合



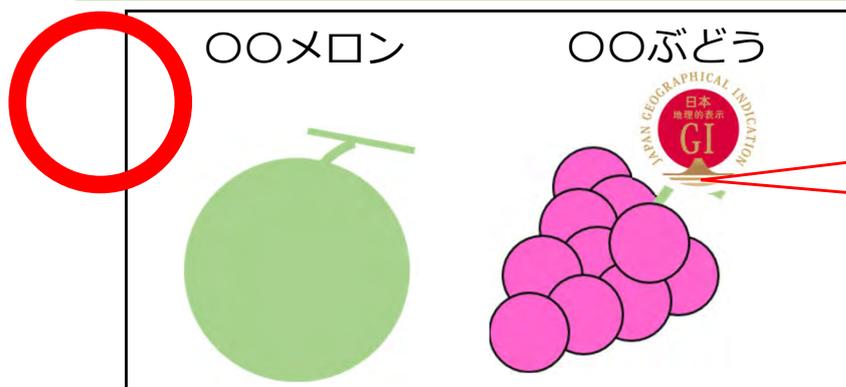
GI製品の包装に地理的表示とセットでマークが使用されています。

【農林水産物等を広告・インターネットで宣伝する場合】

GIマークは、広告や通販サイトなどのインターネット上に使用することもできます。ただし、この場合も、GIマークを使用する場合は、**地理的表示とセットで用いる必要**があります。

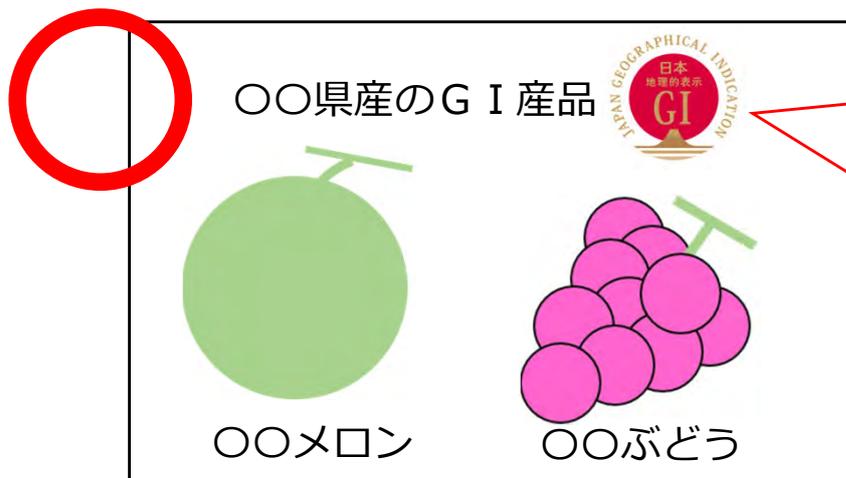
※仕入れ状況等により非GI産品となる場合があるにもかかわらず、あたかも常にGI産品を販売するかのような表示はGI法その他、景品表示法等に抵触する場合があります。

「〇〇ぶどう」をGI産品とした場合



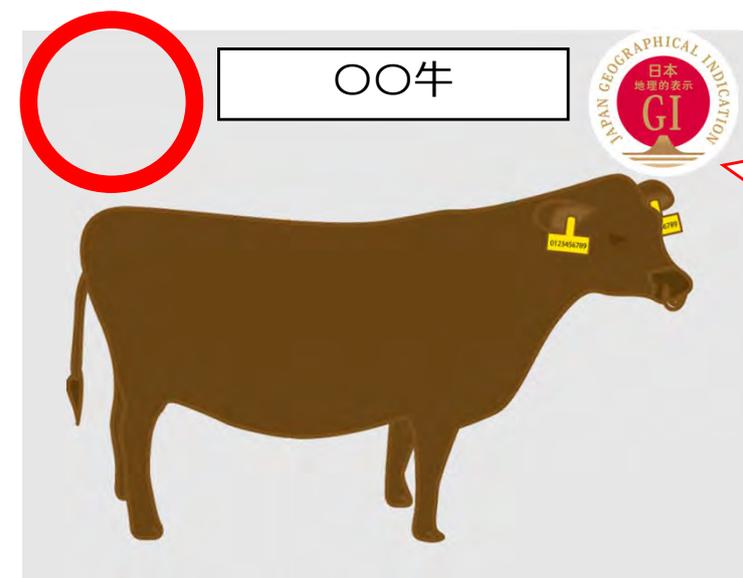
GIマークとGI産品の地理的表示がセットで用いられています。

「〇〇ぶどう」と「〇〇メロン」をGI産品とした場合



全ての産品がGI産品である場合は、全ての産品にGIマークを使用できるため、ページ全体に対してもGIマークを使用できます。

「〇〇牛」をGI産品とした場合



GI登録された生鮮肉の生体の写真には、地理的表示とセットでGIマークが使用できます。

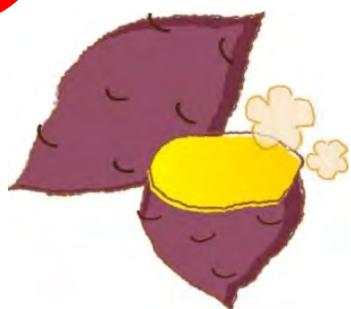
※この場合、GI産品の広告への使用に当たります。

【農林水産物等を広告・インターネットで宣伝する場合】

「霞が関かんしょ」「霞が関栗」をGI産品とした場合

広告の宣材写真に加工品を用いた場合であっても、全体構成としてGI産品について説明されている場合には、GIマークを使用できます。

霞が関かんしょ



霞が関かんしょは、焼くととろけるようなしっとりした味わいが人気。

###円

宣材写真は焼き芋ですが、全体構成として、霞が関かんしょについて説明されています。

霞が関栗



大粒の霞が関栗は、存在感があり、お菓子にしても、ホクホクした食感が楽しめます。

###円

宣材写真はモンブランですが、全体構成として、霞が関栗について説明されています。

GI産品の特設ページを作成する場合



GI産品特設ページ

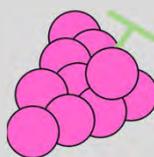
野菜類

一覧を見る



果物類

一覧を見る



肉類

一覧を見る



魚介類

一覧を見る

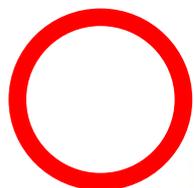


全ての産品がGI産品である場合は、全ての産品にマークを使用することができるため、特設ページ全体に対して、マークが使用されています。

【G I 製品の加工品の包装や容器に使用する場合】

G I 産品を主な原材料として加工した商品の包装や容器には、**G I 産品の地理的表示と併せてG I マークを使用することができます**。その際は、加工品がG I 産品であるとの誤認を生じさせないように、**原料G I 産品の地理的表示を使用の上、その地理的表示や写真と一体的にG I マークの表示を行う必要があります**。

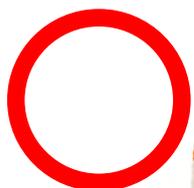
「霞が関りんご」がGI登録されている場合



G I 産品である「霞が関りんご」の地理的表示に近接してマークが使用されています。



「霞が関りんごジャム」がG I 産品であるかのように見えてしまいます。



地理的表示「霞が関りんご」を使用の上、G I 産品である「霞が関りんご」の写真に近接してマークが使用されています。

※ G I 産品を主な原材料として加工した商品とは、「**登録産品の特性を反映させるに足りる量**」が使用されている商品

をいいます。「登録産品の特性を反映させるに足りる量」かどうかは、例えば「霞が関りんごジャム」という商品であれば、**商品全体に占める割合ではなく、使用されるりんごのうち「霞が関りんご」の占める割合が半量以上であるなど、社会通念上「主な」と捉えられる範囲**であれば問題ありません。

また、これを下回る場合でも、各加工食品メーカーが官能試験の結果等により、「登録産品の特性を反映させるに足りる量」が使用されていると立証できるものであれば、G I 産品を主な原材料として加工した商品に当たります。

【G I 製品の加工品を広告で宣伝する場合】

G I 製品を主な原材料として加工した商品の広告にも、**原料G I 製品の名称と併せてG I マークを使用することができます**。その際は、加工品がG I 製品であるとの誤認を生じさせないように、**原料G I 製品の地理的表示を使用の上、その地理的表示や写真と一体的にG I マークの表示を行う必要があります**。

「霞が関りんご」がGI登録されている場合

霞が関りんごジャム



###円

※G I 製品
「霞が関りんご」使用



G I 製品である「霞が関りんご」に近接してマークが使用されています。

霞が関りんごジャム



###円



「霞が関りんごジャム」がG I 製品であるかのように見えてしまいます。

霞が関りんごジャム



###円



G I 製品を原料としている旨の説明文があっても、説明文が小さすぎたり、マークと位置的に離れている場合には、「霞が関りんごジャム」がG I 製品であるかのように見えてしまいます。

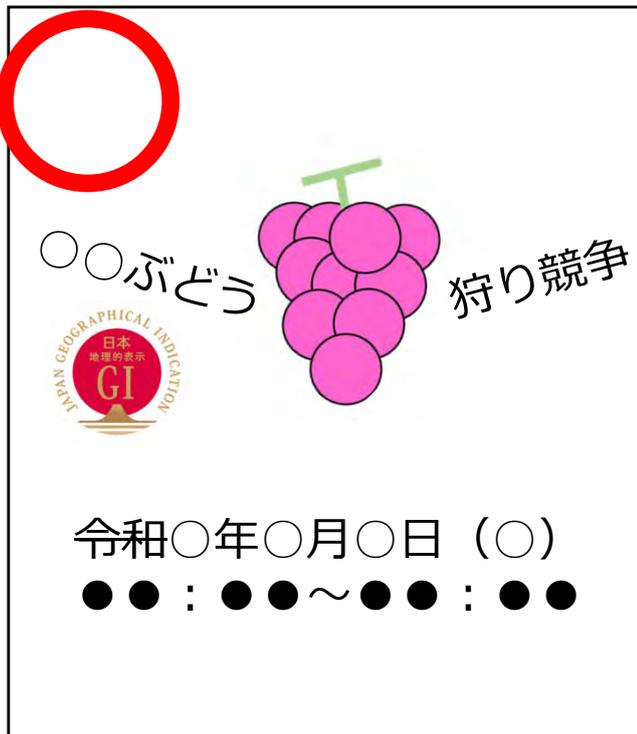
※このジャムにはG I 製品「霞が関りんご」が使用されています。

【イベントなどのチラシでG I 産品を宣伝する場合】

G I マークは、イベントや果物狩り等のサービスについてのチラシにおいても、そのイベント名やサービス名に地理的表示と併せて使用することができます。

本来、生産行程管理業務を経たものでなければ、地理的表示やG I マークを使用できませんが、G I 産品を通常生産している園地等で行われるイベントであれば、G I 産品に使用されているものとみなします。ただし、生産行程管理業務を経ていなければ、これらのイベント等における収穫物には地理的表示やG I マークを使用できません。

「〇〇ぶどう」をG I 産品とした場合



いずれもG I 産品の地理的表示とセットで用いられています。ただし、これらのイベントにおける収穫物には、明細書に適合して生産されたかものかどうかを確認できない場合、地理的表示やマークは使用できません。

収穫前の写真ではありますが、このちらしの写真は、G I 産品の広告に当たり、G I マークは使用可能です。

「霞が関りんご」をG I 産品とした場合



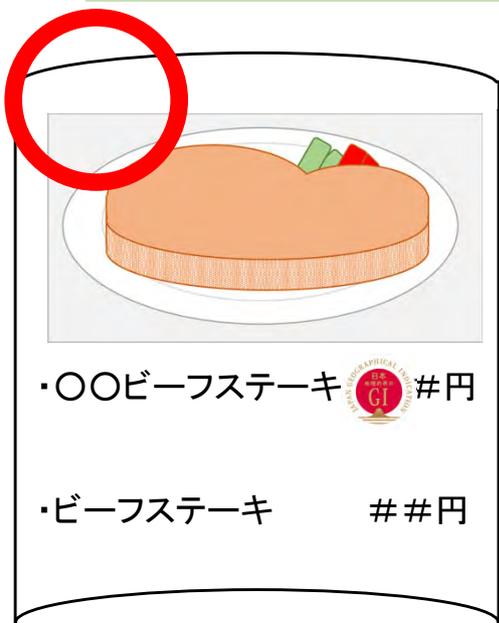
G I 産品以外のぶどうが含まれる場合



【メニュー表に使用する場合】

GIマークは、レストラン等のメニュー表にも使用することができます。その場合、**原料GI製品の地理的表示や写真と一体的にGIマークの表示を行う必要があります**。また、GI製品を使わないメニューがある場合はどれがGI製品なのかが分かる表示となるように留意する必要があります。

「〇〇ビーフ」をGI製品とした場合



〇〇ビーフステーキ  ##円

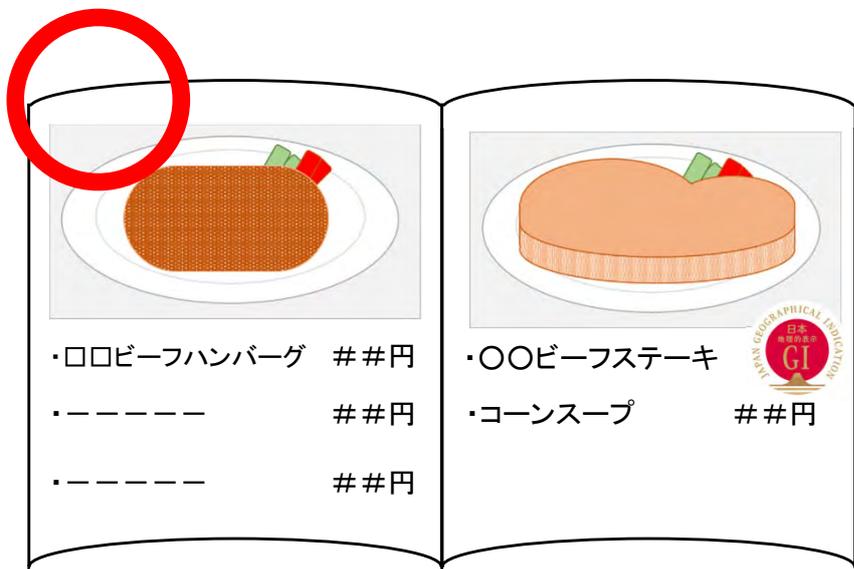
ビーフステーキ ##円

GI製品の〇〇ビーフを使用したステーキだということが分かります。

GI製品
〇〇ビーフ
使用



〇〇ビーフステーキ ##円



□□ビーフハンバーグ ##円

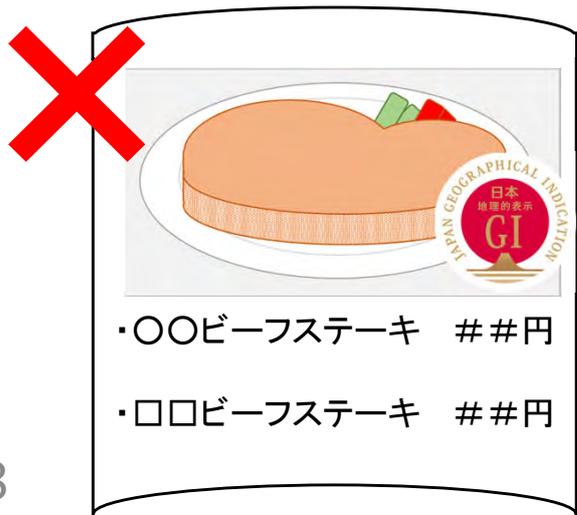
----- ##円

----- ##円

〇〇ビーフステーキ  ##円

コーンスープ ##円

ステーキがGI製品の〇〇ビーフであることが明示されており、それ以外のステーキがメニューにないため、写真に対してマークが使用されています。



〇〇ビーフステーキ ##円

□□ビーフステーキ ##円

同じページにステーキのメニュー名が2つ記載されており、「〇〇ビーフ」と「□□ビーフ」のどちらがGI製品であるかが分かりません。

【PR資材に使用する場合】

GIマークは、のぼり、看板、ノベルティグッズ等のPR資材にも使用することができます。ただし、GI製品の宣伝としてGIマークを使用する場合は、GI製品の**地理的表示とセットで用いる必要があります**。

GI製品「霞が関りんご」を宣伝する場合



【その他の使い方】

地理的表示を記載したGIマークを作成し、使用することも可能です。

GI製品やその加工品の包装等において、GI制度の説明を記載することも可能です。



農林水産大臣登録第〇号

地理的表示（GI）保護制度



その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護するものです。

【G I マークの様式】

G I マークの画像ファイルは、下記の農林水産省のウェブサイトからダウンロードして使用することができます。

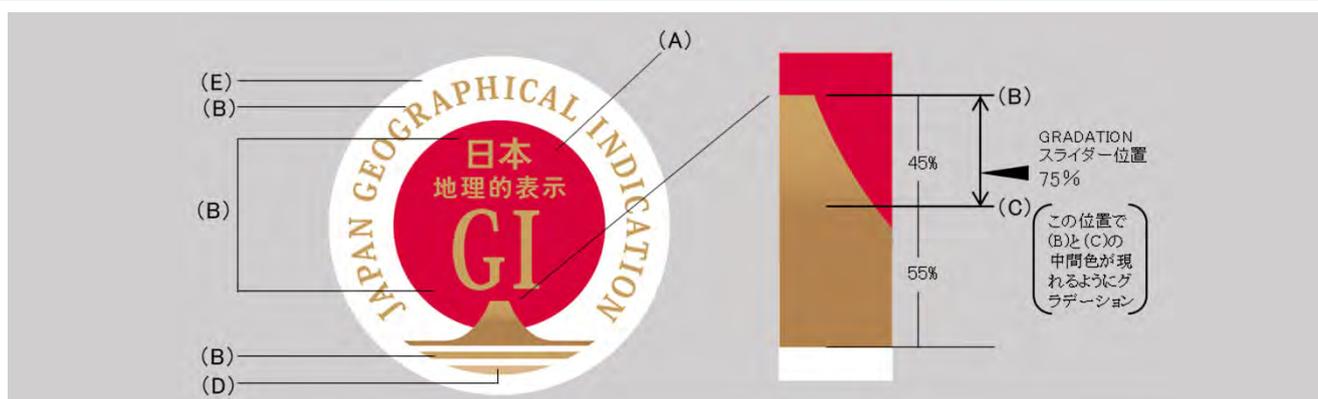
⇒ [地表的表示及びGIマークの表示について:農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

印刷の発注等については、以下のルールに従って行ってください。

※ G I マークのデザインは、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第40号）において、色や文字の比率等が定められています。

印刷に使う色の種類を確認しましょう。カラー、モノクローム、単色から選べます。

カラーの場合



(A)		PANTONE 199C C0% M100% Y65% K10% R215 G0 B18 WEB : D7003A	(B)		PANTONE 4655C C25% M40% Y65% K0% R200 G160 B98 WEB : C8A062
(C)		PANTONE 4645C C30% M50% Y70% K10% R177 G130 B79 WEB : B1824F	(D)		PANTONE 4655C 70% C17% M30% Y45% K0% R217 G188 B144 WEB : D9BC90
(E)	白				

モノクロームの場合



単色の場合



- ※ 文字を含む G I マークは同一色とし、背景色と対照的な色を用います。
- ※ カラー・モノクロと異なり、グラデーションは不要です。

印刷する前に、チェックしましょう。

- 印刷に使う色はどれを選択しましたか？
 - 「カラー」
 - 「モノクローム」
 - 「単色」

- 色は指定されているとおりですか？
 - 「カラー」の場合、各々の色合いに指定があります。
 - 「モノクローム」の場合、白黒を用います。
 - 「単色」の場合、文字を含むG I マークは同一色とし、背景色と対照的な色を用います。

- G I マーク中、富士山及び水面のデザインは指定されているとおりですか？
 - 「カラー」または「モノクローム」の場合、グラデーションになり、色合いの指定もあります。
 - 「単色」の場合、グラデーションの指定はありません。

- G I マークの背景色は指定されているとおりですか？
 - 「カラー」または「モノクローム」の場合、白になります。
 - 「単色」の場合、色の指定はありません。

- G I マークの一部が、他の文字や図と重なって欠けていませんか？

- 地理的表示（文字）と一体的に見えるように配置されていますか？

このほか、GIマークの使用について、ご心配がある方は、**農林水産省知的財産課**まで、お問合せください。



03-6744-2062（直通）